明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一）　一
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同二）　三
〔告　示〕
○環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境一九）　三
○国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（同二〇）　三八
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四〇
裁判所
破産、免責、再生関係　四三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一六九
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　一七〇
会社その他
会社決算公告　一七三
一四

省令

○外務省令第一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十三日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。